



# 埼玉県報

第 2745 号  
平成 27 年(2015 年)  
11 月 4 日  
水曜日

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人オレンジステーション
- 三 代表者の氏名  
遠藤 良江
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市上之千八百二十番地十八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や障害者またはその家族に対し、介護保険、障害者支援に関する事業と、子どもや高齢者をはじめとした市民に対し、栄養及び食事並びに運動、口腔に関する指導、助言、教育、啓蒙普及事業及び配食事業を行い、福祉と健康の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十三号

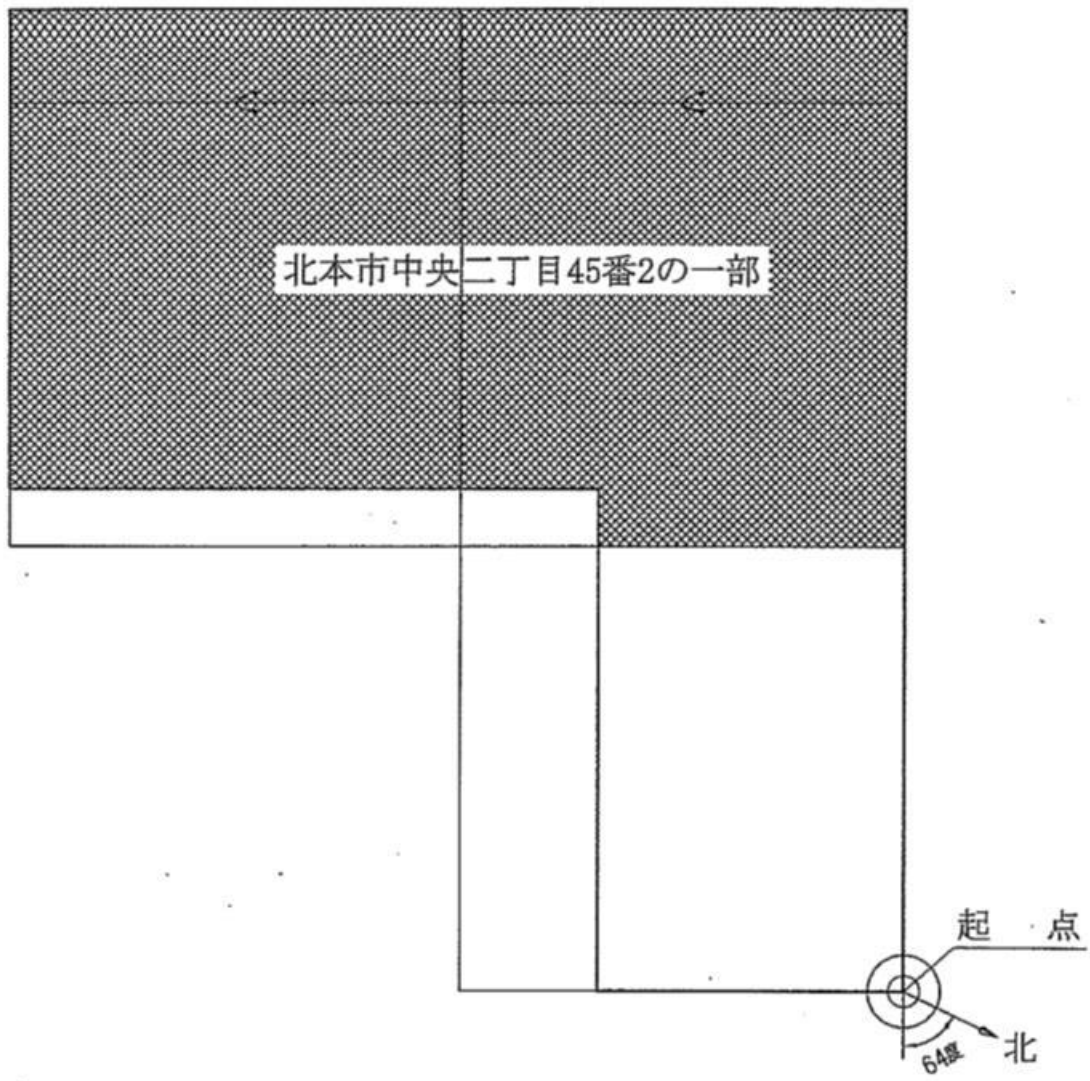
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第五百二十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県北本市中央二丁目四十五番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壌の掘削による除去

別 図



【起 点】

起点は、北本市中央二丁目45番2の一部の最北端とする。

【格子の回転角度】 64度

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 調査対象地・筆境界
- 単位区画
- 要措置区域の指定を解除する区画

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十四号

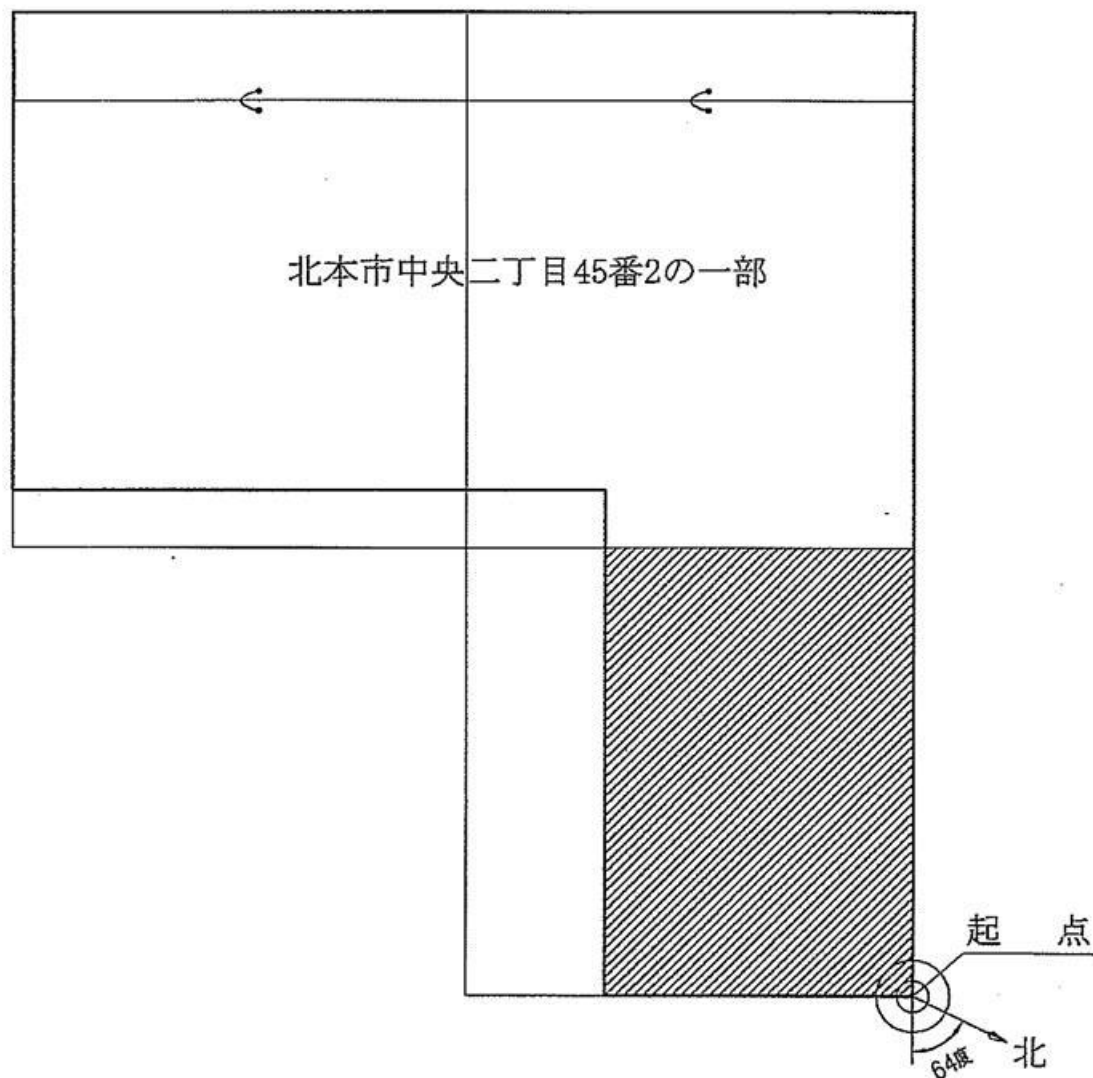
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第五百二十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県北本市中央二丁目四十五番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
シアン化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

別 図



【起 点】

起点は、北本市中央二丁目45番2の一部の最北端とする。

【格子の回転角度】 64度

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

—— 調査対象地・筆境界

—— 単位区画

▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

# 告示

## 埼玉県告示第千二百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サミットストア戸田駅店

埼玉県戸田市新曽三百三十八番の二

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 十台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 十台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四八台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）ナンバー一建物内平面駐車場 午前九時三十分から午後十時三十分

ナンバー二建物外平面駐車場 午前八時四十五分から翌午前一時十五分

（変更後）隔地駐車場 午前八時四十五分から翌午前一時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 一か所 位置 図面省略

### ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十一日

### ニ 届出年月日

平成二十七年十月二十日

### 二 縦覧期間

平成二十七年十一月四日から平成二十八年三月四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月四日から平成二十八年三月四日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年十月十九日

指令川建セ第二〇〇一一八一号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年十月二十九日

川建セ第二七〇〇五七号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字江綱字外天水十七番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字江綱十七番地一

中村 篤志

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十一月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第六号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十七年十 月二十八日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字七本木字京塚前二千七 百五十七番十四
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	九十六・六四
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	五・五〇

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

#### 一 許可番号

平成二十七年六月十六日

指令越建セ第二六〇〇七一一号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年十月二十九日

越建セ第三一九一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三百十四番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目三番二十七号 パストラルハイツB一〇二号

伊草 俊輔

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 9,283 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間  
平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成 27 年 8 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 14,800 円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成 27 年 6 月 23 日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用液体塩素 799 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間  
平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成 27 年 8 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所  
キョウワ株式会社  
埼玉県久喜市清久町 4 番地 1
- 7 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 71,700 円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成 27 年 6 月 23 日



# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,365 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間  
平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県新三郷浄水場  
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成 27 年 8 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額（税抜）  
1 トン当たり 53,000 円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成 27 年 6 月 23 日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県公営企業管理者 中野 晃

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用粉末活性炭(ウェット炭) 160トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号
- 3 契約期間  
平成27年10月1日から平成28年3月31日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成27年8月28日
- 6 落札者の氏名及び住所  
川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口五丁目12番34号
- 7 落札金額(税抜)  
1トン当たり 216,000円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成27年6月23日

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

- 1 購入等物件及び予定数量  
水道用粉末活性炭(ドライ炭) 178 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間  
平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場  
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成 27 年 8 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所  
株式会社シマダ  
東京都江東区大島 2 丁目 30 番 5 号
- 7 落札金額 (税抜)  
1 トン当たり 211,000 円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成 27 年 6 月 23 日